

告示

埼玉県告示第四百三十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年四月四日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

三井アウトレットパーク入間、コストコホールセール入間倉庫店

埼玉県入間市宮寺三千百六十九外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社

平日 午前九時十分から午後九時

土日祝日 午前九時から午後九時

アウトレット棟

午前十時から午後八時（年間三十日午後九時）

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社

平日 午前九時十分から午後九時

土日祝日 午前九時から午後九時

アウトレット棟

午前十時（年間三十日午前九時三十分、一月一日から三日は午前九時）から午後八時（年間三十日午後九時）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前） コストコホールセールジャパン株式会社

平日 午前九時から午後九時三十分

土日祝日 午前八時三十分から午後九時三十分

アウトレット駐車場

午前九時三十分から午後九時

午後九時まで営業する場合 午後九時三十分まで

（変更後） コストコホールセールジャパン株式会社

平日 午前九時から午後九時三十分

土日祝日 午前八時三十分から午後九時三十分

アウトレット駐車場

午前九時三十分から午後九時

午前九時三十分から営業する場合 午前九時から

午前九時から営業する場合 午前七時から

午後九時まで営業する場合 午後九時三十分まで

ハ 変更年月日

平成二十九年五月三日

ニ 届出年月日

平成二十九年三月二十七日

二 縦覧期間

平成二十九年四月四日から平成二十九年八月四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年四月四日から平成二十九年八月四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課